

公務員の労働基本権について

○ 一般行政職と技能労務職とは協約締結権の点が大きく異なる。

区 分		団 結 権	団 体 交 渉 権	争 議 権
地 方 公 務 員	下記以外の 職員	○ 職員団体制度（地公法 52③、教特法21の5①） 〔ただし、警察職員、 消防職員は、団結 が禁止されている （地公法52⑤）〕	△ 当局と交渉することはできる が、団体協約を締結する権利 は有しない（地公法55①・②） 〔ただし、法令、条例等に 抵触しない範囲での書面 協定は締結できる。 （地公法55⑨）〕	× 争議行為等は 禁止されてい る（地公法37 ①）
	公営企業、特 定地方独法及 び単純労務職 員	○ 労働組合制度 （地公労法5①） 〔単純労務職員は職 員団体を結成す ることもできる （地公労法附則⑤）〕	○ 当局と交渉することができ、 団体協約を締結する権利を有 する（地公労法7） 〔ただし、協約の効力には 一定の制限がある （地公労法8～10）〕	× 争議行為は禁 止されている （地公労法11 ①）
国 家 公 務 員 等	非現業職員	○ 職員団体制度 （国公法108の2③） 〔ただし、警察職員、 海上保安庁職員、 監獄職員は団結が 禁止されている （国公法108の2⑤）〕	△ 当局と交渉することはできる が、団体協約を締結する権利 は有しない （国公法108の5①・②）	× 争議行為等は 禁止されてい る（国公法98 ②）
	現業、特定独 立行政法人及 び郵政公社職 員	○ 労働組合制度 （特独労法4①）	○ 当局と交渉することができ、 団体協約を締結する権利を有 する（特独労法8） 〔ただし、協約の効力には 一定の制限がある （特独労法16）〕	× 争議行為は禁 止されている （特独労法17 ①）

注1： 一般職の公務員についてまとめたものである。

2： 地公法は地方公務員法、地公労法は地方公営企業等労働関係法、教特法は教育公務員特例法、国公法は国家公務員法、特独労法は特定独立行政法人等の労働関係に関する法律をそれぞれ指すものである。